

平成 29 年 2 月 14 日

産業経済委員会提出資料

帯広市森林整備計画の変更（案）について

1. 計画の位置づけ

本計画は、森林法の規定に基づき、民有林を対象に5年ごとに作成する10年間の計画であり、帯広市における森林関係施策の方向や森林所有者が行う伐採・造林等の森林施業に関する指針等について定めているものです。

2. 計画変更の趣旨

森林において深刻化する鳥獣被害に対応するため、森林法の改正（平成28年5月24日）に伴う鳥獣害防止森林区域の設定や鳥獣害防止に関する事項を追加するとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫した作業システムの検討について追加するなど、北海道が変更した地域森林計画との整合性を図るため、本計画に所要の修正を行うものです。

3. 計画の期間

現行計画の計画期間は平成26年度から平成35年度の10年間であり、計画の変更は平成29年4月1日に施行する予定です。

4. 計画変更のスケジュール

北海道が変更した地域森林計画との整合性を図るため、平成28年度中に市森林整備計画の変更を行う必要があり、学識経験者及び関係者により組織する「帯広市森林整備計画実行管理推進チーム」において意見を聴取し、所定の事務手続きをすすめています。

計画案は既に策定し、2月1日から2月27日まで縦覧し、住民の意見を伺い、その後、国の意見の聴取や北海道との協議を行い、3月末に成案とする予定です。

2月1日～ 公告・縦覧（2月1日～2月27日）

2月14日 産業経済委員会への（案）の報告

3月初旬 国の意見聴取や北海道との協議

3月 末 帯広市森林整備計画の決定（予定）

4月1日 帯広市森林整備計画の施行

【 帯広市森林整備計画における鳥獣害防止森林区域（エゾシカ）の設定（案） 】



鳥獣害防止森林区域

56～57, 60～61, 63, 65林班 ※ 指定は林班単位

